

平成 20 年 6 月 20 日

財務省大臣官房政策金融課 御中

全国銀行協会

「株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件（案）」に対する意見の提出について

平成 20 年 5 月 22 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

告示（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件）に係る意見

該当条文・項目	意見等
<p>第二条(金銭の支払いの方法)</p> <p>指定金融機関は、公庫と法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引（以下「特定取引」という。）を行う場合は、公庫に対し、次条に定める方法により計算した額の金銭（以下「補償料」という。）を支払わなければならない。</p>	<p>「特定取引」という名称は、銀行においては銀行法第十七条の二等に定められ、既に一般に幅広く定着している「特定取引」との誤認・混乱の危険性があるため、別のより適切な名称に変更していただきたい。例えば、「危機業務対応取引」や「特定資金貸付等取引」等。</p> <p>指定金融機関が公庫へ支払う「補償料」は、免除もしくは債務者負担とするよう検討いただきたい。</p>
<p>第四条(補償料率)</p> <p>対象債権に係る年間補償料率は0・三パーセントとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる率とする。</p>	<p>補償料率0.3%の算出根拠をお示しいただきたい。</p>
<p>第五条（主務大臣が定める割合）</p> <p>法第二十一条第一項第二号の主務大臣が定める割合は、百分の八十とする。</p>	<p>民間金融機関が極力参加し易い制度とすべく、かつ、危機対応業務の本来の目的を実現する観点から、「補てん割合の引き上げ」をご検討いただきたい。</p> <p>同様に災害等発生時に発動されるセーフティネット保証制度は公的機関の100%保証となっているが、同様の性格を有する制度でありながら、異なる保証割合（「百分の八十」）を適用する理由をご教示いただきたい。</p> <p>「危機対応業務」において認定される災害等の基準とセーフティネット保証制度が発動される災害等の基準との相違点をご教示いただき、両制度の棲み分けについてご教示いただきたい。</p> <p>危機対応業務における危機が認定されるような災害等が発生した場合には、従来同様セーフティネット保証制度も活用できるよう公的機関の支援をお願いしたい。</p>

告示（株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件）に係る意見

第六条（公庫へ納付する額）

2 指定金融機関が、債権を譲渡した場合の納付部分の額は、前項の規定にかかわらず、当該譲渡の対価として得た額から同項第一号及び第二号に掲げるものに充当した額の合計額を差し引いた額に前条に規定する割合を乗じて得た額とする。

第一項との平仄に鑑み、同項第三号の「遅延損害金」についても優先充当できるようにすべきであるため、「・・・同項第一号から第三号に掲げるものに充当した額の合計額を差し引いた額に・・・」と修正していただきたい。

以 上